

# 伊 勢 市 公 報

第 283 号  
平成 29 年 8 月 21 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市公印規則及び伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則	4
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	6
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	10
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	12
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	13
○ 公示送達	14

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第54号

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防本部に関する規則（平成17年伊勢市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「部長」を「部長等」に改め、同条第2項中「別表第13の表」を「別表第1の3の表」に、「次長」を「次長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市公印規則及び伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第55号

伊勢市公印規則及び伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

(伊勢市公印規則の一部改正)

第1条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により電子情報処理組織を「電子計算機」に、「電子情報処理組織に公印の印影又はこれを伸縮した印影を記録したもの(以下「電子公印」という。)を当該電子情報処理組織を用いて作成する文書」を「当該電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影(以下「電子公印」という。)を当該文書」に改める。

(伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第2条 伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則(平成17年伊勢市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電子情報処理組織により戸籍事務を行う」を「電子計算機を使用して次条に規定する戸籍事務、戸籍の附票に関する事務及び戸籍関連事務を処理する」に改める。

第3条中「、人口動態統計」を「並びに人口動態統計」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 8 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「関係部課」を「関係部課等」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(6) の 2 部 伊勢市行政組織条例（平成18年伊勢市条例第66号）第 1 条に規定する部及び局並びに伊勢市総合支所設置条例（平成17年伊勢市条例第15号）第 1 条に規定する総合支所をいう。

(6) の 3 課 伊勢市行政組織条例第 1 条に規定する検査室、伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第 8 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する課、規則第 4 条に規定する会計課及び規則第21条第 1 項に規定する課をいう。

第 2 条第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

(7) 部長等 規則第 9 条第 1 項に規定する部長等及び規則第27条第 1 項に規定する総合支所長をいう。

(8) 次長等 規則第11条第 1 項に規定する次長及び規則第27条第 2 項に規定する副支所長をいう。

第 2 条第 9 号中「課長等」の次に「及び規則第27条第 1 項に規定する課長」を加え、同条第10号中「課長補佐等」の次に「及び規則第27条第 2 項に規定する課長補佐」を加え、同条第11号中「に規定する係長等」の次に「及び規則第27条第 1 項に規定する係長」を加え、同条第14号中「に規定する副参事」の次に「及び規則第27条第 2 項に規定する副参事」を加え、同条第15号中「第 3 章第 4 節」を「第22条から第26条まで」に改める。

第 3 条中「関係部課」を「関係部課等」に改める。

第 6 条第 1 項中「部長及び次長」を「部長等及び次長等」に、「部長の」

を「部長又は局長の」に改め、同条第2項の表参事の項中「次長」を「次長等」に改める。

第8条の表市長の項中「部長」を「部長等」に改め、同表副市長の項中「部長又は」を「部長等又は」に改め、同表部長又は部理事等の項中「部長」を「部長等」に、「次長。」を「次長等。」に改め、「置かない部」の次に「及び副支所長を置かない総合支所」を加え、同表次長の項中「次長」を「次長等」に改め、同表課長の項中「係長」を「係長等」に改める。

別表第1の1の表中 「



」 を 「



」 に改める。

別表第1の2の表中 「



」 を 「



」 に改め、同表4の項、

6の項から8の項までの規定及び10の項中「部長、次長、理事」を「部長等、次長等、部理事等」に改め、同表13の項中「部長、次長、理事」を「部長等、次長等、部理事等」に、「係長及び係長相当職」を「係長等及び係長等相当職」に改め、同表注を削る。

別表第1の3の表中 「



」 を 「



」 に

改め、同表8の項中「(総合支所長は500万円以上)」を削り、同表11の項及び11(1)の項中「(総合支所長は30万円超500万円未満)」及び「(総合支所の課長は30万円以下)」を削り、同表11(2)の項中「(総合支所長は130万円超1億円未満)」を削り、同表11(2)の1の項を削り、同表11(3)の項中「補償、補てん及び賠償金」を「及び補償、補填及び賠償金」に改め、「(総合支所長は30万円超1,000万円未満)」及び「(総合支所の課長は30万円以下)」を削り、同表14の項中「(総合支所長は30万円超1億円未満)」及び「(総合支所の課長は30万円以下)」を削り、同表15の項及び16の項中

「(総合支所長は30万円超500万円未満)」及び「(総合支所の課長は30万円以下)」を削り、同表注4中「主務係長」を「主務係長等」に改める。

別表第1の4の表中 「

部長	次長
----	----

」を「

部長等	次長等
-----	-----

」に

改め、同表3の項中「(総合支所長は130万円超1億円未満)」を削り、同表3-1の項を削り、同表4の項中「(総合支所長は130万円超1億円未満)」を削り、同表4-1の項を削り、同表5の項中「(総合支所長は130万円超1億円未満)」を削り、同表5-1の項を削り、同表6の項中「(総合支所長は130万円超1億円未満)」を削り、同表6-1の項を削り、同表注1中「主務係長」を「主務係長等」に改め、同表注2中「(総合支所のみ130万円以下を除く。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

- 2 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成17年伊勢市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「部長」を「部長等」に改める。

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 29 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
363	J u t e c I N A B A	津市久居元町 1961 番地 1	平成 29 年 7 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
406	三重シンリョー設備 株式会社	津市雲出本郷町 1805 番地 25	平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市公告第 57 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 58 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、神社地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所の所在地

変更前 伊勢市神社港 241 番地 1

変更後 伊勢市神社港 262 番地 1

伊勢市公告第 59 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略



